

歴史的町並み・集落保存憲章（町並み憲章）

前文

歴史的町並み・集落を愛する私たちは、これらを未来へ正しく受け継ぐことをねがい、ここに、「歴史的町並み・集落保存憲章」を宣言する。この憲章で「歴史的町並み」とは、伝統的な建造物が連続する町並みばかりでなく、それらが散在して存在する集落や、これらの周辺環境等も含むものとする。

歴史的町並みを保存することは、地域固有の歴史や文化を尊重し守りそだてることであり、日本の歴史や文化を守りそだてることにもなる。このことは、歴史的町並みが全ての人々にとっての文化遺産であり、したがって全ての人々がその存続に責務があることを示唆する。

日本での歴史的町並み保存は、自然や歴史的環境が広範囲に破壊された時期に、歴史的な蓄積がある地方都市にはじまり、京都や妻籠で本格化し、急速に各地の住民・市民運動として広がった。1975年には文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区の制度が確立した。

全国町並み保存連盟は、歴史的町並み保存をすすめようとする各地の住民運動の連絡・協力組織として1974年に発足し、1978年から全国町並みゼミを毎年開催してきた。同連盟は、まちづくりの手法・考え方として、歴史的町並み保存が有効であることを提起し、各地で住民主体の活動と市民運動を支援してきた。

私たちは、日本国憲法が認める基本的人権に、人間が豊かで快適な環境に住む権利が含まれ、歴史的町並みはそうした環境の重要な構成要素であると考えます。都市計画、地域計画の策定にあたっては、歴史的な遺産の価値を認め、地域の歴史的脈絡を重視することをもとめます。

今日、歴史的町並み保存にかかわる多彩な事業が展開している。しかし、歴史的町並みのもつ価値が以前より広く認識されるようになったとはいえ、各地で貴重な町並みが消滅するおそれが依然として続いている。私たちは、歴史的な遺産を内包している地域での歴史や文化の再発見と、誇りや愛着に満ちたまちづくりをすすめるために、この憲章を作成した。ここにしめした町並み保存の理念や原則が広範な人々に共有され、各地の個性を生かしたまちづくりに役立つことを、私たちは強くねがう。

1. 歴史的町並みの定義

歴史的町並みは、住居の集合と周囲の人工的自然的環境からなる地域の居住空間および、そのなかで住民が生活・生業を展開している全体像を指す。現代日本の生活環境が、都市化・均質化してきたなかであって、歴史的町並みは、日本固有の生活の歴史を物語る証しとして、かつ過去と未来をむすぶ架け橋として、ますます重要な意味をになうようになって

た。

かつて地域共同体が十分に活力をもち、地域に住む人々が価値観を共有し、町並みの維持に誇りと責任と義務を感じていた時代の特性を受け継いでいるのが、現在の歴史的町並みである。歴史的町並みは、そのような総合的な価値の体系と見なすことができる。

2. 歴史的町並みの構成要素

住居とその周辺の環境、これらのなかで展開する暮らし、こうした要素は一体となった不可分なものとして捉えることができる。歴史的町並みを構成する物的要素は、住居やさまざまな建物・構築物のみにとどまらず、耕作地、森林や植生、山・川・湖・海浜などの地形である。これらは、遠近の景観を形成しているばかりでなく、全体が住民にとって生活・生業を営む舞台でもあった。住居をはじめとする人工的な構築物、その周辺に広がる自然の景観、この両者の調和が歴史的町並みのもつ魅力の源泉である。

3. 歴史的町並みの保存

歴史的町並みの保存をはかることは、物的対象としての住居の集合や周辺の景観を残そうと意図するだけにとどまらない。それは、住民の暮らし、住居、周辺の環境、そしてこれら相互の関係の再構築を模索することにほかならない。すべてのものが速い速度で変化していく現代文明のなかで、過去の姿のままをとどめておくことは極めてむずかしい。私たちは、歴史的遺産を大切に守りながら、遺産に内在している地域固有の価値体系を見出し、それを次の世代に確実に受け渡す努力を継続する。

4. 日本の伝統的住居とその集合の特性

物的対象としての日本の伝統的住居とその集合は、総じて、以下の特性をもつ。

- a. 木造の柱・梁による軸組構造を基本とし、構造体としての壁という概念がそだたない。気候条件に合うように、開口部を広くし、通風と最小限の日照を確保することがつねに要求されてきた。
- b. いわゆる職住併用住宅であって、一階のほぼ半分近い面積を占める土間または通り庭の一部、道路に面した部屋などは、稼業労働や家事労働のための空間とみなすことができる。
- c. 板敷または畳敷の内部空間は、軽い間仕切りで隔てられた複数の部屋が連続して並び、入口との関連や簡単な設備の存在によって、表から奥にいたる方向性がある。それは、機能よりも儀礼と人間関係に基づく秩序の表現とむすびつく。
- d. これらの住居は、ほぼ同一の環境条件にあり、そのことが住居の様式に均質性をもたらす。このような特性をもった住居が、道路にそって並ぶなどある法則で集合することによって、歴史的町並みや集落が形成されている。

5. 歴史的町並みのなりたちと特性

歴史的町並みでは、町・集落の生まれた時点で、地形や自然条件をたくみに読み、領域を決め、道路網、水路、敷地割を設定している。建物と道路との関係や、敷地・建物の大小の分布には秩序がある。道路位置や敷地割などは今日まで受け継がれていて、濠や水路の位置は、形状や外見が変化していても、旧位置を保持していたり機能が生きているばあいが多い。すなわち、歴史的町並みは、町の骨格をなす重要な要素を保持していることによって、町のなりたちを伝えているのである。これらの伝統的な建物群や土木構築物などは、地域的な各種遺産とともに、町・集落の成り立ちの歴史をしめす物的証拠であり、まちづくりの核となる。

6. 維持保全の重要性

苛酷な災害をもたらす地勢と地盤、高温多湿の気候、主として植物質の材料に依らざるをえなかった建築の構造。これらの条件のために、日本の伝統的な住居の寿命は長とはいえない。それにもかかわらず、地域性の豊かな歴史的町並みを形成してきたのは、たえまない維持保全の実行、朽損した材を新材に取り替える技術の伝承などを含む、なんども繰り返してきた生活の結果である。さらに、地域で共有される技術や慣習や価値観が日常生活や年中行事に組み込まれており、これらが歴史的町並みの維持に果たしてきた役割が少なくない。歴史的町並み保存のうえでの、建物や環境の維持保全の重要性が認識される必要がある。

7. 住み続ける町並み

歴史的町並みの保存がいわゆる記念建造物保存と異なるのは、保存の対象が記念建造物のようにある範囲内の物的要素に特定することができないだけでなく、建築にかかわる伝統的な技術を継承したり、一定の規範のもとに住み続けたりすることが、そのまま保存に繋がる重要な行為と見なされるからである。いいかえると、物的対象である伝統的な住居や構築物の保存は、歴史的町並みの保存の重要な要素ではあるが、それだけで完結することにはならない。そこに人が住み続け、活気のある生活が展開し、伝統が新しい生命をえて蘇ることをもって、歴史的町並みの保存と呼ぶのである。

8. 変化への対応

歴史的町並みの保存は、文化遺産の保存にとって国際的基準となっている真実性（意匠、材料、技術、環境、伝統、機能などの要素からなる、本物としての価値、すなわちオーセンティシティ）を尊重することと両立する。歴史的町並みに住み続けることは、真実性の意味と内容をつねに暮らしの、なかから問い続けることであり、伝統に活気をもたらすための必要条件ですらある。

生活と生業が継続する限り、変化は避けられない。歴史的町並みのもつ真実性を尊重し

つつ、変化を受け入れることは、地域の総力をあげて取り組むべき挑戦である。その変化は、やむをえない材料の交換、新しい機能の追加、過去の造形や空間の再利用、圧倒的な異文化の影響などの形をとって訪れる。こうした変化が伝統に壊滅的な打撃を与えることがないように、歴史的な価値の発見と確認がつねに準備されなくてはならない。

9. 住民主体のまちづくり

歴史的町並みを保存する主体は、その地域の住民であり、地域社会である。なぜなら今ある歴史的町並みは、住民の祖先が生活してきた記録であり、努力の結晶でもあるからである。住民が、地域のもつ歴史や、無形の芸能・信仰・祭礼を含めての文化的独自性を、自覚し、語り継ぎ、継承し、際立たせることが、今後の地域発展の基礎となる。

各地の歴史的町並み保存憲章は、地域社会の合意形成のうえでこれまで大きな役割を果たしてきた。文化的独自性を反映した町並み保存の理念原則目標を、地域住民が憲章や規範として明文化し日常の保存活動にいかすとりくみは、その共同作業の過程自体も含め、住民主体のまちづくりに有効である。この憲章が今後、そのための共通的な基礎として各地で役立つことが期待される。

長期的展望のもとに作成される保存計画では、地域が強化し受け継ぐべき特性、許容できる変更の限度、その指導の具体指針、住居の性能や消防のあり方などを、住民が自主性をもち、よく話しあって定めるべきである。

10. 住民の運動と学習

歴史的町並み保存運動は、当初は文化財保存運動であったが、しだいに住民の手による文化を見直す運動として、さらには地域の個性を特色づける運動として深化・拡大した。今日では21世紀における環境運動の一つとして、多様な展開が期待できる。

住民自身の保存に対する理解と誇りをうながすために、持続的な環境学習が必要である。とくに、世代交代期に危機が訪れることを銘記すべきである。歴史的町並み保存の問題は、すでに理念として確立されたことなのではなく、地球規模にまで拡大した環境問題のなかで、つねに位置づけをこころみ、主張を繰返さなくてはならない深刻な課題の一つである。また、子供たちに対する環境教育の一部としても、歴史的町並みの問題が組込まれるように努力する必要がある。

11. 行政、学者・専門家の義務と協力

私たちは、文化財保護制度以外の、歴史的町並み保存にかかわる国や地方自治体の制度や補助が、しだいに豊富になってきていることを歓迎する。住民がすすめる歴史的町並み保存を基本とするまちづくりにたいして、地方自治体が行政的財政的に支援することが期待される。このまちづくりは総合的な性格をもち、既存の慣例にとらわれない、縦割り行政の枠をこえた支援が必要である。

学者・専門家には、歴史的町並みの調査や評価をつうじて、知見を提供し、住民の相談に応えることが期待される。住民、行政、学者・専門家は互いの領域、専門、立場を理解しあいながら、歴史的町並み保存という総合的で継続的な活動を支えあうことが大切である。

歴史的町並み保存をすすめるばあい、各種の職能団体、歴史的遺産の保存を目的とする団体などによる援助と協力も欠かすことができず、とくに国際的な視野をもった団体の支援が期待される。

12. 防災

歴史的町並みは、それ自体が火災に弱い木造建物の密集地帯であることが多く、河川の増水、山崩れ、台風、地震などの自然災害による被害もある。火災に対しては火除地の設定や住居の耐火性向上の工夫、水害に対しては居住地の選定など、古来からさまざまに暮らしの知恵があり、蓄積されてきた。あらゆる災害や危険に対して、歴史的遺産の被害を最小限に食い止める方策が確立されなければならない。また、木造建物のもつ構造上の弱点を強化する手法が確立され、普及されることを期待する。その際、先人達の知恵を学ぶことも大切である。

木造建物の解決すべき諸問題への方策が万全でないことを憂慮し、歴史的町並みにおいて受け継ぐべき特性を尊重する優れた防災計画を、関係する自治体や専門家が早期に策定することを切望する。

13. 地域経済の活性化と観光

歴史的遺産に触れ、学び、感動することは、多くの人々が共有する喜びである。伝統的な地場産業を基礎とした観光に取組み、地域活性化をうながす事例が増えている。観光客と住民がその相互の交流の中で伝統的な文化を発見しそだてることが、歴史的町並みにおける観光の新しいあり方である。

適切な量を超えて観光客を受け入れることは、歴史的町並みの行き過ぎた観光地化を部分的であるにせよ引きおこす。外部資本の無秩序な進出や、観光客の要望に応えるあまり、この観光地化がすすみ、これが歴史的町並みの特性の喪失という問題をおこすばあいがある。さらに、観光公害という、住民生活を脅かす事態もおこりえる。

私たちは、歴史的町並み保存と観光の調和をめざし、望ましい文化的観光を追求する。

14. 伝統的な技術と素材の確保

歴史的町並みは、伝統的な技術と素材で成り立つ建物や構築物で構成されていて、損傷を受けやすいし、変化しやすい。これまでの文化財修理で蓄積された技法、訓練された職人は、歴史的町並み保存にとって、また日本における文化遺産保存にとっても不可欠である。伝統的な建物の保持にとって、地域の特性をしめす素材と技術の確保は急務になって

いる。職人の訓練・研修など、技術の修得を私たちは支援する。

日本の伝統的な建物を構成する素材の確保や、人材の育成に私たちは努力を惜しまない。

15. 町並み保存にかかわる建築家ほか、関連学会との協力および要請

日本では、建築家が周辺環境と無縁の建物を建てて来たという指摘がある。建築家には、建てようとする建物の周辺についての深い洞察がもとめられる。近年、伝統的な建物の特徴を評価・活用し、町並みの特性を考慮した建物の事例が増えつつあり、こうした地域文化に根ざした建築家の活動を私たちは歓迎し、彼らと連帯する。

都市計画家には、地域の歴史が断絶しないように計画を作成する義務がある。

住宅供給を主とする各種企業にも、歴史的町並みの特性を尊重するという資質がもとめられる。

歴史的町並み保存にふさわしい建物の設計、都市計画・地域計画について、関連諸学会・諸団体に対し、協力しあって探求していくことを呼びかける。

16. 国際的基準の尊重と国際的交流

各国の歴史的町並み保存は、同時に他の国々から注目されている。世界遺産にしめされるように、文化遺産の多くは一国をこえた人類共通の遺産としての性格をもつ。文化遺産の保存についての国際的な原則にはベニス憲章や奈良ドキュメントなどがあり、歴史的町並み保存についてもワシントン憲章やトラスカラ宣言などがある。これらの国際的原則を私たちは尊重する。

私たちは、日本の豊かで魅力ある歴史的町並みを、世界の人々が享受できるよう努力する。同時に、各国で歴史的遺産を保存しようと努力している住民・市民・専門家に敬意を払い、そうした人々との実りある交流を希望する。多様な価値観が交錯する国際社会において、各国の歴史的町並み保存を認めあい、互いに感動を共有することは、私たちのねがいである。

17. 21世紀への希望

21世紀は、20世紀の戦争・貧困・民族差別など負の遺産を克服し、人類が平等で豊かな社会を築くという希望に満ちた世紀である。

歴史的町並みの保存は、平和を必要とし、国・民族の価値観の多様性を否定する考え方とあいられない。歴史的町並みを保存し、次世代へ受け継ぐこと自体が、言葉や映像など媒体を介した伝達ではなく、確実な情報発信になると確信する。私たちは、日本国内ばかりでなく、国際的にも歴史的町並み保存の活動をとおして交流しあい、助けあい学びあって、歴史的町並み保存をすすめる。

歴史的町並み保存は、住民にとって、自らがまちづくりの主体となる、やりがいがあり、楽しい活動の継続となることを確信する。私たちは21世紀を希望をもって迎え、歴史的

町並み保存をすすめる。

18.21 世紀を迎えて

1968年に京都や妻籠等で本格化した日本の歴史的町並みの保存は、2018年に50周年を迎えた。この間、保存地区の拡大など多くの成果をあげてきた。しかし、同時に明らかになったことは、たとえば重要伝統的建造物群保存地区になっても、観光によるオーバーユースや人口減少に伴う担い手の不足、そして反射的に地区外の歴史的環境の保全がおろそかになることなど課題は後を絶たないということである。つまり、本憲章の1～17に掲げられた理念や原則は、21世紀の今日においてなお不断に追及される必要がある。

21世紀は、自動的に20世紀の負の遺産を克服し、希望に満ちた世紀になるわけではない。私たちは、歴史的町並みの保存をすすめるさまざまな活動を持続的に展開することこそが、希望に満ちた21世紀の実現に寄与するとの確信のもと、本憲章にもとづき不断の努力を継続することを、あらためて確認する。

全国町並み保存連盟の最高議決機関である幹事会は、2000年10月6日、宮崎県日南市で秋期幹事会を開催してこの「歴史的町並み・集落保存憲章」を承認し、同月8日の第23回全国町並みゼミ日南大会はこれを採択した。

日本の歴史的町並みを愛する全ての人々を代表して、ここに署名する。

全国町並み保存連盟会長 五十嵐大祐

日本イコモス国内委員会は、本憲章を長年にわたる周到な討論を経て完成・採択された全国町並み保存連盟に敬意を表するとともに、本憲章の趣旨に賛同することを、2000年12月16日、総会において決議した。その証として委員長がここに署名する。

日本イコモス国内委員会委員長 石井昭

全国町並み保存連盟理事会は、総会で付託された「歴史的町並み・集落保存憲章」のアップデートについて検討した結果、本憲章の1～17に掲げられた理念や原則は今なお色あせておらず、今後も不断に追及されるべきとの認識に立ち、その旨を記した「18.21世紀を迎えて」追加することとし、2020年7月9日の総会において最終決定を行った。

全国町並み保存連盟代表理事 福川裕一